令和８年（フ）第２９１号
札幌市中央区南９条西９丁目３番16―302号
破産者　三津谷法文
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４６号
札幌市白石区栄通21丁目９番３―103号
破産者　上田　　宙
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５７号
北海道旭川市永山４条15丁目１番25号　フレグランス39　103号室
破産者　伊藤みなみ
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７５号
北海道釧路市住吉１丁目１番１号　ウイローマンション　Ｃ号室、開始決定時の住所北海道帯広市東５条南15丁目１番地73　マンション東の１―１
破産者　志賀瑞穂（旧姓仁井田、古川）
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
北海道帯広市西10条南３丁目７番地１　あじさい１―Ｂ、前住所北海道中川郡本別町栄町95番地25
破産者　大和田伸也
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第４１号
秋田県湯沢市裏門一丁目１番40号
破産者　伊藤　和義
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

令和７年（フ）第２１３号
山形県西村山郡西川町大字海味1327番地１町営みどり住宅Ｅ棟28号
破産者　佐藤　菜々
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１０４号
山形県寒河江市本楯１丁目122番地の１
破産者　安孫子裕嗣
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１０号
山形市南館３丁目６番21―201号　レインボーセントラル南館、開始決定時の住所山形県上山市四ツ谷２丁目５番40―13号
破産者　小山内殉一
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１号
山形県新庄市鉄砲町３番78号
破産者　門間　弘美
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

令和７年（フ）第１１９号
長野県小諸市大字塩野4055番地５　ヴィラ石峠205、開始決定時の住所山形県米沢市中田町858番地の20
破産者　滝口　　幸
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１５号
群馬県利根郡みなかみ町東峰532番地６　ライデンハイツ７号、旧住所群馬県利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉1050番地５
破産者　生津　和子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

令和７年（フ）第３３９０号
横浜市保土ケ谷区川島町1497番地１　ナイアスＡ―２号
破産者　櫻井真織子
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６００号
神奈川県藤沢市藤沢４丁目12番22―506号
破産者　坪井　祐光
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６９４号
横浜市鶴見区大東町５番地１　ネオマイムサザンステージ205号
破産者　佐藤　真弓
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７３７号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目22番21―1104号
破産者　今村亜莉沙
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７８号
横浜市神奈川区神奈川２丁目10番地12　スパシエ東神奈川901号
破産者　金安　和海
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０号
神奈川県逗子市池子２丁目17番７号　ファミール　102
破産者　坪田　優大
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部